

特定非営利活動法人 柏インターネットユニオン
ネットワーク利用規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 柏インターネットユニオン(以下KIUという)定款第39条に基づき、ネットワークの利用について定めることを目的とする。

(インターネット接続等サービス)

第2条 KIUが提供するインターネット接続等サービス(以下サービスと称す)は、<別表1>によるものとする。

(利用者の資格)

第3条 KIUが提供するサービスを受けることができるものは、次のとおりとする。

- (1) KIUの正会員
- (2) KIUの賛助会員
- (3) 非営利活動を行う法人、団体で、理事会の認めたもの
- (4) KIUの事業推進に寄与する法人、団体、個人で、理事会の認めたもの

(利用手続)

第4条 KIUが提供するサービスを受けようとするものは、別に定める利用申請書に必要事項を記入の上、KIUの理事長宛に提出するものとする。

2 サービス利用の許可は、理事会の議決を経て、理事長がこれをおこなう

(利用料等)

第5条 KIUが提供するサービスの利用料は、<別表2>のとおりとする。

- 2 KIU賛助会員がサービスの利用を受ける場合、利用料の支払いを免除することができるものとする。
- 3 KIUの行う実験、共同研究等で、サービスを必要とするものについては、利用料を徴しないことができるものとする。
- 4 利用料の支払いは、毎年度所定の方法により行うものとする。
- 5 利用料の改定は、年度初めに行うことを原則とするが、年度途中の改定もありうるものとし、改定に際して利用者はこれに従うものとする。
- 6 ネットワークへ接続するための初期登録諸費用、設定費用は、<別表3>のとおりとする。

(サービスの停止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する利用者については、理事会の議決を経て、サービスを停止することができるものとする。

- (1) 正当な理由なく第5条に定める利用料を支払わず、催促に応じないもの
- (2) KIUの名誉を損ね、もしくはKIUに損害を与えるなど、利用者としてふさわしくない行為があったもの
- (3) 定款第11条に規定する事項を行ったもの
- (4) KIUの運営に非協力的で、運営に支障をきたすもの

(禁止事項)

第7条 KIUが提供するサービスの利用者は、ネットワーク利用において、次の事項を行ってはならない。

- (1) 法律に反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 第三者に損害不利益を与える行為
- (4) その他、KIUに損害、不利益を与える行為

(遵守事項)

第8条 KIUの提供するサービスの利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) KIUのネットワークの維持に協力すること
- (2) KIUのネットワークの正常な運営に協力すること
- (3) 上位接続するネットワークの運用ルールを遵守すること

(免責)

第9条 利用者がネットワークを介して被った損害に対して、KIUは賠償の責任を負わないものとする。

(事務の所管)

第10条 この規則に関する事務は、KIUの事務局が所管する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1 この規則は、特定非営利活動法人 柏インターネットユニオンの設立の日から施行する。

1 この規則は、平成14年8月30日から改定施行する。

1 この規則は、平成14年9月30日から改定施行する。

<別表1> インターネット接続等サービス

接続サービス
1.64Kbps までの接続 2.128Kbps までの接続 3.256Kbps までの接続 4.512Kbps までの接続 5.768Kbps までの接続 6.1M までの接続 7.1.5Mbps までの接続 8.第1種 1.5Mbps 以上の接続 (ネットワーク数が1で、かつホスト数が50以下) 9.第2種 1.5Mbps 以上の接続 (ネットワーク数が2で、かつホスト数が100以下) 10.第3種 1.5Mbps 以上の接続 (ネットワーク数が3で、かつホスト数が500以下) 11.第4種 1.5Mbps 以上の接続 (ネットワーク数が5以上) 12.第5種 10Mbps までのフレッツグループアクセス接続 (ネットワーク数は問わない) 13.第6種 10Mbps 以上のフレッツグループアクセス接続 (ネットワーク数は問わない) 14.無線接続 (学校等のみ、リンク速度を問わない) 15.CATV 接続 (学校等のみ、リンク速度 対称/非対称を問わない)
その他のサービス1
1.独自ドメイン名管理代行 2.WWW サーバー運用代行 3.メールサーバー運用代行 4.メールンゲリスト 5.DNS サーバー代行(年10回以内の変更可) 6.ホスティング
その他のサービス2 (発生時のみ支払いが発生するサービス)
1.独自ドメイン名取得申請代行 2.IP アドレス割当 変更

<別表 2> インターネット接続等サービス利用料

		学校等教育関係機関	その他の法人・団体・個人	
接続サービス	1	64Kbps まで	¥30,000 /年	¥60,000 /年
	2	128Kbps まで		¥120,000 /年
	3	256Kbps まで		¥480,000 /年
	4	512Kbps まで		¥1,200,000 /年
	5	768Kbps まで		¥1,800,000 /年
	6	1M まで		¥2,400,000 /年
	7	1.5M まで	¥720,000 /年	¥3,600,000 /年
	8	第 1 種	¥1,200,000 /年	¥4,800,000 /年
	9	第 2 種	¥1,800,000 /年	¥6,000,000 /年
	10	第 3 種	¥2,400,000 /年	¥7,200,000 /年
	11	第 4 種	¥3,600,000 /年	¥8,400,000 /年
	12	第 5 種	¥120,000 /年	¥240,000 /年
	13	第 6 種	¥360,000 /年	¥720,000 /年
	14	無線接続	¥30,000 /年	
	15	CATV 接続	¥30,000 /年	
その他のサービス①	1	独自ドメイン名管理代行	¥5,000 /件	¥10,000 /件
	2	WWW サーバー運用代行	¥20,000 /件	¥40,000 /件
	3	メールサーバー運用代行	¥50,000 /件	¥150,000 /件
	4	メールリングリスト 100 アドレスまで	¥10,000 /件	¥50,000 /件
		200 アドレスまで	¥20,000 /件	¥100,000 /件
		500 アドレスまで	¥50,000 /件	¥150,000 /件
その他のサービス②	5	DNS サーバー代行	無償	¥50,000 /件
	6	ホスティング	要相談	要相談
その他のサービス③	1	独自ドメイン名取得申請代行	¥5,000 /件	¥10,000 /件
	2	IP アドレス割当 変更	¥5,000 /件	¥10,000 /件

注 1 サービス利用料は年額を一括納付することとする

注 2 接続開始・廃止に際してサービス利用料は月割とすることができる

<別表 3> インターネット接続初期登録諸費用および設定費用

	学校等教育関係機関	その他の法人・団体・個人
初期登録諸費用	¥10,000 /件	¥30,000 /件
初期ルータ設定費用	-	¥50,000 /件